32　新令第九条の規定は、改正法附則第五条第六項において準用する四年新法第五十三条第二十八項の法人の合併等事業年度（同項に規定する合併等事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日前十年以内に開始した連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が同条第二十八項に規定する被合併法人等（以下この項において「被合併法人等」という。）の同条第二十八項に規定する前十年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属還付税額に係る連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等十年前連結事業年度開始日」という。）後である場合及び同条第二十八項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前連結事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。

33　平成二十七年旧法第五十三条第十五項に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を平成二十七年旧法第五十三条第十五項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用し、当該金額を平成二十八年旧令第八条の二十三第一項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用する。

34　法人の施行日以後事業年度開始の日前三年以内に開始した連結事業年度がある場合における新令第九条の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	の計算	第六項	（これらの	又は各連結事業年度（これらの
並びに所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法（次項において「旧法」という。）第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算		第六項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条において「地方税法施行令改正令」という。）による改正前の地方税法施行令（第七項において「旧令」という。）第九条の七第七項	を除く	又は連結事業年度を除く

				第七項
	前三年内事業年度の事業年度において同法第百四十四条の二の規定並びに四年旧法人税法第八十一条の十五の規定並びに	前三年内事業年度等	前三年内事業年度	前三年内事業年度等
並びに所得税法等改正法第四条の規定（所得税法等改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の地方法人税法第十二条第四項の規定並びに法	並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（第七項及び第十九項において「旧法」という。）第五十三条第二十六項及び第三百二十一条の八第二十六項及びの規定により控除する	第五十三条第三十八項の規定又は旧法第五十三条第二十六項の規定	第五十三条第三十八項の規定又は同令第百九十七条第四項	若しくは同令第百九十七条第四項
法人税の課税標準である法人税法第二条第十八号に規定する連結所得の金額（同項に規定する連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度（当該合併等事業年度が当該法人の設立の日の属する事業年度である場合には、当該合併等事業年度）開始の日が同条第二十八項に規定する被合併法人等（以下この項において「被合併法人等」という。）の同条第二十八項に規定する前十年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属還付税額に係る連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日（同項の適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等十年前連結事業年度開始日」という。）後である場合及び同条第二十八項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前連結事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、総務省令で定める。	前三年内事業年度等の事業年度において同法第百四十四条の二の規定並びに四年旧法人税法第八十一条の十五の規定並びに	前三年内事業年度	規定により計算した	のもの
除く。）若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）第二条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この項及び第十四項第二号イにおいて「旧令」という。）第百五十五条の三十三第三項の規定により控除する百五十五条の三十三第三項に規定する国外所得金額（四年旧法人税法第十五条の三第一項に規定する国外所得金額をいう。）又は同令第百五十五条の三十三第三項の規定により控除する同令第百五十五条の三十三第三項に規定する国外所得金額（同令第百五十五条の三十三第三項に規定する国外所得金額をいう。）（以下この項において「国外所得金額」という。）がその課税の基礎となった外国の法人税の額（四年旧法人税法第二十二条第十八項に規定する連結所得に対する法人税の額をいう。第八項において同じ。）その他これに準ずるものとして政令で定める外国の法人税の額（以下この項において「外国法人税の額」という。）を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、当該連結所得に対する法人税の額から当該外国法人税の額のうち当該連結所得に対する法人税の額に達するまでの金額を控除した残額とする。	前三年内事業年度等の事業年度において同法人税法	前三年内事業年度	規定又は旧令第四十八条の十三第八項の規定により計算した	又は連結事業年度のもの